22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額	
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	
27		その他Tier１資本不足額	
28		普通株式等Tier１資本に係る調整項目の額　(ロ)	
普通株式等Tier１資本			
29		普通株式等Tier１資本の額（(イ)－(ロ)）　(ハ)	
その他Tier１資本に係る基礎項目　(3)			
30	31ａ	その他Tier１資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	
	31ｂ	その他Tier１資本調達手段に係る新株予約権の額	
	32	その他Tier１資本調達手段に係る負債の額	
		特別目的会社等の発行するその他Tier１資本調達手段の額	
34－35		その他Tier１資本に係る調整後少数株主持分等の額	
33＋35		適格旧Tier１資本調達手段の額のうちその他Tier１資本に係る基礎項目の額に含まれる額	
33		うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	
35		うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	
36		その他Tier１資本に係る基礎項目の額　(ニ)	
その他Tier１資本に係る調整項目			
37		自己保有その他Tier１資本調達手段の額	
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額	
39		少数出資金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額	
40		その他金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額	
42		Tier２資本不足額	
43		その他Tier１資本に係る調整項目の額　(ホ)	
その他Tier１資本			
44		その他Tier１資本の額（(ニ)－(ホ)）　(ヘ)	
Tier１資本			
45		Tier１資本の額（(ハ)＋(ヘ)）　(ト)	
Tier２資本に係る基礎項目　(4)			
46		Tier２資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	
		Tier２資本調達手段に係る新株予約権の額	
		Tier２資本調達手段に係る負債の額	
		特別目的会社等の発行するTier２資本調達手段の額	
48－49		Tier２資本に係る調整後少数株主持分等の額	
47＋49		適格旧Tier２資本調達手段の額のうちTier２資本に係る基礎項目の額に含まれる額	
47		うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	
49		うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	
50		一般貸倒引当金Tier２算入額及び適格引当金Tier２算入額の合計額	
50ａ		うち、一般貸倒引当金Tier２算入額	
50ｂ		うち、適格引当金Tier２算入額	
51		Tier２資本に係る基礎項目の額　(チ)	
Tier２資本に係る調整項目			
52		自己保有Tier２資本調達手段の額	
53		意図的に保有している他の金融機関等のTier２資本調達手段の額	
54		少数出資金融機関等のTier２資本調達手段の額	
55		その他金融機関等のTier２資本調達手段の額	
57		Tier２資本に係る調整項目の額　(リ)	